

令和8年度
ひとり親家庭支援
ほっとブック

子育てをひとりで悩まないための本



©宮城県・旭プロダクション



宮 城 県

はじめに

ひとりで悩まず、相談してみませんか？

親にとって、日常生活で子どもの成長を感じることは、とてもうれしいことです。

一方、経済面や育児で悩みや不安を感じることは誰にでもあり、特にひとり親となられた方は、より不安に感じられることもあるのではないのでしょうか。

各自治体や関係機関では、皆さんが抱える悩みや不安を解消し、支援していくため、さまざまな取り組みを行っています。

相談することで不安をやわらげ、前向きに子育てをしていただけるよう、ぜひご一読いただき、生活の安定と自立にお役立ていただければ幸いです。



©宮城県・旭プロダクション

目 次

離婚、養育費、親子交流



©宮城県・旭プロダクション

	ページ
離婚後の養育費、親子交流について	1
親子交流連絡調整支援事業	3
公正証書等作成支援事業	4

手当、年金、助成、貸付等の経済支援



©宮城県・旭プロダクション

支 援 内 容		相談窓口	ページ
児童手当	高校生年代までの子どもを養育する方に支給	市 町 村	5
児童扶養手当	18歳以下の子ども（障害を持つ子どもは20歳未満）を養育する方に支給	市 町 村	6
特別児童扶養手当	一定の障害を持つ20歳未満の子どもを養育する方に支給	市 町 村	8
労災保険 【遺族（補償）年金】	仕事中や通勤途中で死亡した方に、生計を維持されていた方に給付	宮 城 労 働 局 労働基準監督署	9
遺族基礎年金	国民年金に加入していた方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた方に給付	市 町 村 日本年金機構	10
遺族厚生年金	厚生年金に加入していた方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた方に給付	日本年金機構 各 共 済 組 合	10

支 援 内 容		相談窓口	ページ
東日本大震災 みやぎこども育英基金 支援金・奨学金 【震災対応】	震災で保護者を亡くした子どもの生活安定と希望する進路選択実現のための支援金・奨学金を給付	県教育庁総務課	11
遺児等サポート奨学金	震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生に対し、安定した学校生活と希望する進路選択実現のため奨学金を給付	県教育庁総務課	12
高等学校等育英奨学資金 【被災生徒奨学資金】	震災により、福島第一原子力発電所帰還困難地域から宮城県へ避難してきている方で、経済的に修学が困難となった生徒への貸付	県教育庁高校財務・就学支援室	13
高等学校等育英奨学資金	経済的理由で修学に困難がある優れた生徒に、学資を無利子で貸付	県教育庁高校財務・就学支援室	14
小学校入学準備支援事業	小学校に入学した児童の保護者に対し、祝金等を支給（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市 町 村	15
子どもの医療費助成 （乳幼児医療費助成）	子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市 町 村	15
母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の父母及び子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市 町 村	16
母子父子寡婦福祉資金 貸付金	子どもの修学資金や離婚後の生活安定のための資金を、低利又は無利子で貸付	仙台市各区役所 県保健福祉事務所	17
生活困窮者自立支援制度 （自立相談支援事業）	生活（家計）の維持にお困り、お悩みを抱えている方の相談に応じ、生活の自立をするための包括的な支援	自立相談支援機関	19
生活保護	収入減少等により生活が困難となった世帯への最低限度の生活保障	市福祉事務所 県保健福祉事務所	19

就労に関する支援



©宮城県・旭プロダクション

支 援 内 容		相 談 窓 口	ペー ジ
ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援	県 母 子 ・ 父 子 福 祉 セ ン タ ー	20
ひとり親家庭等就業支援講習会	介護職員初任者研修やパソコン（ワード・エクセル）などの講習会	県 母 子 ・ 父 子 福 祉 セ ン タ ー	20
ひとり親家庭等就職・転職支援セミナー	ひとり親家庭の就職に役立つセミナーの開催	県 母 子 ・ 父 子 福 祉 セ ン タ ー	20
自立支援教育訓練給付金	教育訓練指定講座を受講した場合の助成	市 又 は 県 保 健 福 祉 事 務 所	21
高等職業訓練促進給付金	資格取得のため、養成機関修業中の訓練促進給付金の給付	市 又 は 県 保 健 福 祉 事 務 所	22
高等職業訓練促進資金貸付金	高等職業訓練促進給付金の支給を受けた方への資金の貸付	仙台市社会福祉協議会 県 社 会 福 祉 協 議 会	23
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験の合格を目指す方へ給付金の支給	市 又 は 県 保 健 福 祉 事 務 所	24

養育相談・心のケア、法律相談



©宮城県・旭プロダクション

支 援 内 容		相 談 窓 口	ペー ジ
養育や心のケア、発達に関する相談	子どもの養育や心のケアに関する相談	市 町 村 又 は 児 童 相 談 所 他	25
ひとり親家庭等特別相談	ひとり親家庭向けの無料法律相談	県 母 子 ・ 父 子 福 祉 セ ン タ ー 県 保 健 福 祉 事 務 所	27
日本司法支援センター（法テラス）	弁護士による法律相談	法 テ ラ ス	27
配偶者からの暴力（DV）被害者支援の相談	DV被害者支援のための支援・相談	女性相談支援センター他	28

住居、保育、就学支援、その他の支援



©宮城県・旭プロダクション

支 援 内 容		相談窓口	ページ
県営住宅への入居	ひとり親家庭の優先入居 (優遇措置)	県 住 宅 課 宮城県住宅供給公社	29
特定者用定期乗車券割引 (JR通勤定期)	児童扶養手当受給世帯の JR通勤定期券の割引	市 町 村	29
保育所などの利用	ひとり親家庭の優先利用や 延長保育、一時預かり保育	市 町 村	30
放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭に いない小学生に対し、公共施設等 で、授業終了後の生活の場を提供	市 町 村	31
児童生徒就学支援	学校に在学し、就学が困難となった 児童の保護者への学用品費等の援助	各 市 町 村 県私学・公益法人課 県教育庁義務教育課	32

相 談 窓 口 一 覧



©宮城県・旭プロダクション

相 談 内 容	ページ
子どもの救急医療 (休日当番医、休日・夜間急患センター、こども夜間安心コール)	33
市町村相談窓口一覧	35
宮城県母子・父子福祉センターについて	40

離婚後の養育費、親子交流について

民法等の一部改正について

令和6年5月17日に成立した民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が令和8年4月1日から施行されました。この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、以下の点において、父母の離婚後の子の養育に関するルールを改正したものです。

- ① 父母が子どもを養育するに当たって遵守すべき責務が明確化された。
- ② 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになった。
- ③ 養育費の支払い確保に向けた見直しがされた。
- ④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされた。
- ⑤ 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされた。

※詳細は、右記ホームページからご覧ください。



©宮城県・旭プロダクション



養育費とは

子どもと離れて暮らす親が、子どもを養育している親やその子どもに支払う費用です。難しい言葉で言うと「生活保持義務」といい、生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務です。

養育費の決め方

話し合いで両親が納得いくよう取り決めましょう。離婚するとき、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで取り決めましょう。取り決めた内容は、後日紛争が生じないように、口約束ではなく、書面にしましょう。

公証役場で、公正証書（強制執行認諾条項付き）を作成しておくのと、万一、不払いになった場合、強制執行（差押え）ができます。父母の合意文書を作成しておくのと、担保権の実行による差押えができます。

話し合いがまとまらないとき

話し合いで決まらないときは、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

いったん決めた養育費でも、収入が変化したり再婚したなどの「事情の変更」があれば、増額又は減額するよう、話し合って決め直すことができます。

親子交流とは

子どもと離れて暮らしている父母の一方が、子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを言います。

親の権利や都合よりも、子どもの権利が優先されます。

親子交流の取り決め

父母がお互い話し合って、交流の時期、送迎方法、回数、守るべきルール（時間、金銭等の授受）を具体的に決めます。

話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

心がけること

親子交流を円滑に行い、子どもが両方の親から愛されていることを実感し、温かく、信頼できる親子関係を築いていくためには、父母それぞれの理解と協力が必要です。

子どもの年齢、健康状態、生活状況を考え、子どもの負担とならないようにしましょう。

また、親子交流中に子どもがのびのびと過ごせるよう、気持ちや日常生活のスケジュール、生活のリズムを尊重してあげましょう。

親子交流中、特に注意したいこと

お互いの悪口を子どもの前で言わない

養育している親と相談せずに約束をしない
（旅行に誘う、学校行事を見に行くなど）

養育している親の様子をしつこく聞く
（ごはんは作ってもらってるの？ そうじは？・・・）

行き過ぎたプレゼントをしない

親子交流の日は
笑顔で子どもを送り出し、
帰って来たら
笑顔で迎えましょう



©宮城県・旭プロダクション

なお、相手から身体的・精神的暴力等の被害を受けるおそれがあるなど、親子交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合には、以上の点は当てはまりません。

養育費・親子交流のことで困ったら

<相談窓口>

相談先	連絡先
養育費・親子交流相談支援センター	TEL：03-3980-4108 0120-965-419（携帯電話からは使えません） メール：info@youikuhi.or.jp

<参考となるパンフレット>

主な内容について	掲載先
法務省2026年版子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A（法務省）	

親子交流連絡調整支援事業

離婚後の子育てアプリ「ラエル」のあんしんサポートを活用し、親子交流の日程を決める父母間の調整を支援員がサポートするため、感情の衝突を避けて、やり取りがスムーズに進められます。

県内町村に居住する方が対象となります。市にお住まいの方は、お住まいの市にお問い合わせください。

対 象 者

以下の①～⑤の**全て**を満たす方

- ① 同居親が宮城県内町村にお住まいのひとり親で、同居する子ども（18歳以下）と別居親との親子交流を希望する方
- ② 父母間で親子交流の取り決めを行っており、かつ、本事業の支援を受けることに対して双方が合意していること
- ③ 過去にこの支援を受けていないこと
- ④ 同居親が児童扶養手当の支給を受けていること
- ⑤ アプリによる親子交流連絡調整支援を希望していること

支 援 内 容

1組当たり、月額5,000円×最大12か月分無償提供

※ただし、当年度予算の範囲内で実施するため、令和9年3月利用分までが対象となります。

このため、利用開始時期によっては、支援期間が12か月に満たない場合があります。

申 請 窓 口

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 022-211-2633

※詳細は、右記ホームページからご覧ください。



公正証書等作成支援事業

養育費又は親子交流の取り決めに係る、公正証書等による債務名義を作成する場合の公証人手数料又は家庭裁判所の調停申立、裁判に要する収入印紙代等の本人負担費用分を給付します。

県内町村に居住する方が対象となります。市にお住まいの方は、お住まいの市にお問い合わせください。

対 象 者

宮城県内各町村にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 養育費又は親子交流の取り決めに係る経費を負担していること
- (2) 養育費又は親子交流の取り決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費又は親子交流の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (4) 過去に養育費又は親子交流の取り決めを行った同内容の給付を受けていないこと

給 付 額

対象経費の全額

【対象経費】

養育費又は親子交流の取り決めに要する経費のうち、

- ・ 公証人手数料
- ・ 調停又は裁判に要する収入印紙代、戸籍抄本等の証明書類の取得費用及び郵送代

申 請 窓 口

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 022-211-2633

※詳細は、右記ホームページからご覧ください。



©宮城県・旭プロダクション

県の事業でも無料の弁護士による相談を行っています。詳しくはP27をご覧ください。

児 童 手 当

高校生年代までの子どもを養育する父母等に支給するものです。

手続きが遅れると、受給できない期間が生じてしまいますので、主たる生計維持者が変更になったとき、他の市町村へ転居したときなどは、すみやかに手続きをしましょう。

宮城県子育て社会推進課 児童手当

検索



手 当 額

種 類	給 付 額
3歳未満の子ども	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳から高校生年代までの子ども	10,000円（第3子以降は30,000円）

※多子加算のカウントは、22歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある子をカウントします。

支 給 月

申請は
15日以内
です



©宮城県・旭プロダクション

4、6、8、10、12、2月に、その月の前月までの2か月分が支給されます。

2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
4月支給		6月支給		8月支給		10月支給		12月支給		2月支給	

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住まいの市町村（公務員は勤務先）まで ※巻末資料参照

児 童 扶 養 手 当

ひとり親家庭の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るために支給するものです。

ご本人や同居する扶養義務者の所得により、手当額の一部又は全部が減額される場合があります。

申請のあった月の翌月から支給の対象となりますので、すみやかに手続きをしましょう。

宮城県子ども・家庭支援課 児童扶養手当

検索



対 象 者

下記のいずれかに該当する18歳以下（一定の障害を持つ子どもは20歳未満）の子どもを監護・養育している方

- ・ 父母が婚姻を解消した。
- ・ 父又は母が一定の障害の状態にある。
- ・ 父又は母に1年以上遺棄されている。
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている。
- ・ 父又は母が死亡した。
- ・ 父又は母の生死が明らかでない。
- ・ 父又は母がDVにより保護命令を受けている。
- ・ 未婚の父又は母の子である。

ただし、婚姻を解消していても離婚した父又は母と生計を同じくしているときや、日本に住所がないとき、子どもが里親委託や施設に入所しているとき、内縁関係の方がいるときなどは、支給対象外となります。

児童扶養手当を受給されている方は、就業支援制度（高等職業訓練促進給付金、JR通勤定期の割引）の対象になります。【22、29ページ参照】

手 当 額

子どもの人数	支 給 額
1人	月額 48,050円 ～ 11,340円
2人以上	1人増えるごとに11,350円 ～ 5,680円を加算

- ・ 児童手当や特別児童扶養手当と併給することができます。
- ・ 毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

注 意

児童扶養手当は公的年金等（遺族年金や障害年金、老齢年金等）を受けることができるときは、児童扶養手当額の全部又は一部を受給することができません。

過去に遡って公的年金等を受給することになった場合や公的年金等受給のお申し出が遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。

現在、児童扶養手当を受給している方で、「公的年金等を受給している」、「公的年金等の申請をしている（申請を考えている）」場合は、速やかにお住いの市町村の児童扶養手当担当課まで御連絡ください。

支 給 月

1、3、5、7、9、11月の奇数月にそれぞれの支払月までの2か月分が支給されます。

11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分
1月支給		3月支給		5月支給		7月支給		9月支給		11月支給	

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住いの市町村まで ※巻末資料参照



©宮城県・旭プロダクション

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を持つ子どもの福祉向上を図るために支給するものです。

申請のあった月の翌月から支給の対象となりますので、すみやかに手続きをしましょう。

宮城県障害福祉課 特別児童扶養手当

検索



手 当 額

障害の程度	支 給 額
政令で定める 1 級程度	1 人につき 月額 56,800 円
政令で定める 2 級程度	1 人につき 月額 37,830 円

障害の程度（等級）は、申請時及び更新時に診断書を提出していただき、医師が判断します。

児童が児童福祉施設に入所しているときや、児童の障害を事由とする公的年金を受けているときなどは、支給対象外となります。

支 給 月

4、8、11月に、その月の前月まで（11月は当月分まで）の4か月分が支給されます。

12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
4月支給				8月支給				11月支給			

- ・児童手当や児童扶養手当と併給することができます。
- ・毎年8月に「所得状況届」の提出が必要です。

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照



©宮城県・旭プロダクション

労 災 保 険 【 遺 族 (補 償) 年 金 】

仕事中や通勤途中の災害（アルバイトなどの非正規労働者を含む）により死亡した場合に、その方の収入で生計を維持されていた方に給付されます。

厚生労働省 遺族補償給付

検索



受 給 対 象 者

対象者には優先順位があり、次の順です。

(1) 配偶者 (2) 子ども (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹

年金額及び相談・申請窓口

支払賃金額等に応じて異なりますので、宮城労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

妻以外は年齢や障害の要件があるよ



©宮城県・旭プロダクション

遺族基礎年金

国民年金に加入していた方が保険料納付要件等を満たして亡くなったとき、亡くなった方に生計維持されていた「子どものいる配偶者」または「子ども」が受け取ることができます。

日本年金機構 遺族基礎年金

検索



年金額（令和8年度）

区分	年金額（年額）
子どものいる配偶者	847,300円（※） ＋ 子の加算額 ※昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額844,900円。
子ども	847,300円 ＋ 2人目以降の子の加算額

1人目及び2人目の子の加算額・・・各 243,800円
3人目以降の子の加算額・・・・・・各 81,300円

※子どもは、18歳になった年度の3月31日までの間で、未婚の場合に受給できます。

相談・申請窓口

お住まいの市町村又は日本年金機構の各年金事務所

遺族厚生年金

厚生年金保険に加入していた方が保険料納付要件等を満たして亡くなったとき、亡くなった方に生計維持されていた遺族が受け取ることができます。

受給対象者

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 子どものいる妻・子どものいる55歳以上の夫 | (4) 子どものいない55歳以上の夫 |
| (2) 子ども | (5) 55歳以上の父母 |
| (3) 子どものいない妻 | (6) 孫 |
| | (7) 55歳以上の祖父母 |

受給対象者には優先順位があるよ



©宮城県・旭プロダクション

- ・夫、父母、祖父母は、加入者の死亡時に55歳以上の場合に限り、60歳から受給できます。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
- ・子ども・孫は、18歳になった年度の3月31日までの間で、未婚の場合に受給できます。

相談・申請窓口

日本年金機構の各年金事務所、各共済組合（公務員や私立学校職員）

※年金制度の概要や手続方法等については、日本年金機構のホームページでも御案内しています。

※年金事務所の窓口での年金受給に関する相談や手続は、予約で実施しています。

東日本大震災みやぎこども育英基金 支援金・奨学金 【震災対応】

東日本大震災以降、県に寄せられた国内外からの寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て、震災で保護者を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金を給付しています。

未就学児から大学院生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を支給し、長期的・継続的に支援を行っています。

宮城県教育庁総務課 育英基金

検索



対 象 者

東日本大震災で、宮城県内に住所を有した保護者が死亡又は行方不明となった子ども（※）

（※） 学校等に在籍し、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、未就学児には胎児を含みます。



©宮城県・旭プロダクション

給 付 額

種 類	月 額 金	一 時 金
未就学児	1万円	小学校入学時に 10万円
小学生	3万円	小学校卒業時に 15万円
中学生	4万円	中学校等卒業時に 20万円
高校生	5万円	高校等卒業時に 60万円
大学生・大学院生等	6万円（自宅通学者） 10万円（自宅外通学者）	

	未就学児	小学校 特別支援学校(小学部)	中学校 中等教育学校 (前期課程) 等	高等学校 高等専門学校(1～3年) 中等教育学校 (後期課程) 等	大学・短期大学・大学院 高等専門学校(4～5年) 専修学校(専門課程) 等
月額金	1月につき 10,000円	1月につき 30,000円	1月につき 40,000円	1月につき 50,000円	1月につき 60,000円又は 100,000円
一時金		小学校入学時に 100,000円	小学校卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円

相 談 ・ 申 請 窓 口

宮城県教育庁総務課 022-211-3613

遺児等サポート奨学金

東日本大震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生が、安定した学校生活を送り希望する進路選択を実現できるよう、当該小・中学生に対し奨学金を給付しています。

宮城県 遺児等サポート奨学金

検索



対象者

以下(1)、(2)のいずれにも該当する方

- (1) 県内の小学校、中学校、特別支援学校小学部若しくは中学部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する方
- (2) その保護者（親権を行う方、未成年後見人その他の方で、児童生徒を現に監護する方をいいます。）が、東日本大震災以外の要因（病気、事故など）により亡くなった方

ただし、保護者の再婚や事実婚、児童生徒が保護者以外の方と養子縁組をするなどにより、亡くなった保護者に代わり児童生徒を監護する方が2名（うち1名は親権を行う者）いる場合は、対象になりません。

詳しくは、下記の相談・申請窓口までお問い合わせください。

給付額

種 類	月 額 金	一 時 金	
小 学 生	1 万円	小学校卒業時に	1 5 万円
中 学 生	1 万円	中学校卒業時に	2 0 万円

対象者に該当する場合、月額金は申請のあった日の翌月分から給付します。

ただし、対象者に該当することとなった日から30日以内に申請があった場合は、対象者に該当することとなった日の属する月の翌月分から給付します。

一時金は、小学校又は中学校を卒業する年の1月から5月までの間に申請した方に給付します。

相談・申請窓口

宮城県教育庁総務課 022-211-3613

高等学校等育英奨学資金 【被災生徒奨学資金】

公私立の高等学校・専修学校（高等課程）・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）に在学している生徒のうち、福島第一原子力発電所帰還困難地域から宮城県へ避難してきており、かつ、東日本大震災を起因として、経済的に修学が困難となった生徒に対し、「被災生徒奨学資金」の貸付を行っています。

被災生徒奨学資金

検索



貸 付 額

月額 20,000円 （年額240,000円を一括貸付）

- ・貸付期間 1年間（在学中は貸付期間の延長が可能です。（令和8年度まで））
- ・保証人（保護者等）1名が必要です。

償 還 （貸付金の返済）

高等学校等を卒業した場合は、最大5年まで償還猶予（年収基準額あり）とし、5年経過後も年収が一定基準額以下の場合は償還を免除します。

高等学校等を中途退学した場合は、全額返還していただくこととなります。

申 請 窓 口

在籍する学校まで

高等学校等育英奨学資金

経済的理由で高等学校・専修学校（高等課程）・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）への修学に困難がある優れた生徒に、学資を無利子で貸し付ける制度です。

高等学校等育英奨学資金

検索

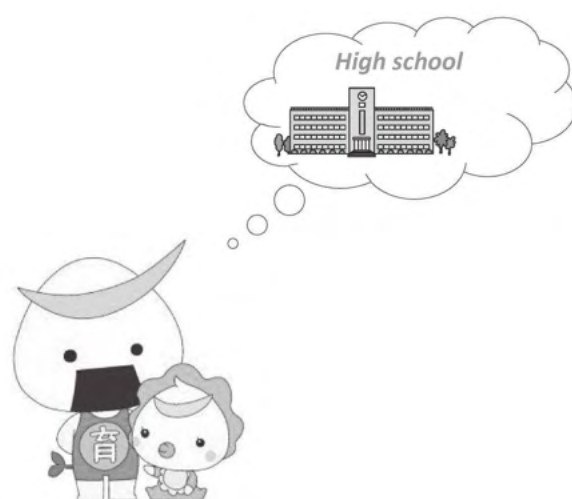


貸付額

区 分	自 宅 通 学 者	自 宅 外 通 学 者
国公立	月額 18,000円	月額 23,000円
私 立	月額 30,000円	月額 35,000円

募集時期、申請窓口

区 分	対 象	募集時期	申請窓口
予約採用	中学3年生	8月頃	在籍する中学校
在学採用	高 校 生	4月頃	在籍する高等学校等
緊急採用	高 校 生	随 時	在籍する高等学校等



©宮城県・旭プロダクション

小学校入学準備支援事業

子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、小学校に入学した児童の保護者に対し、祝金等を支給する事業を実施しています。

対 象 者

小学校に入学した第3子以降の児童の保護者（お住まいの市町村により、支給対象となる児童が異なります。）

支 給 内 容

入学祝金、入学用品費等（お住まいの市町村により、支給内容や金額が異なります。）

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照

子どもの医療費助成（乳幼児医療費助成）

子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成し、経済的負担を軽減します。
なお、市町村により名称や対象となる給付項目が異なります。

宮城県子育て社会推進課 乳幼児医療費助成

検索



受 給 対 象 者

お住まいの市町村により、対象年齢や所得制限額が異なります。

助 成 方 法

県内の医療機関であれば、マイナ保険証等と受給者証を提出すると、窓口負担はありません（※）。

（現物給付といいます）

もし、県外で受診したときは、病院の窓口で自己負担分を支払い、市町村に申請することで助成されます。

（※）一部負担金を徴収しているところもあります。

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照



母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭の父母及び子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成します。

(お住まいの市町村名) 母子父子医療費

検索

受給対象者

ひとり親家庭の父母と子ども (所得制限があります)

助成額

各種健康保険診療の自己負担分で、通院は1レセプト1,000円、
入院は1レセプト2,000円を差し引いた額

※ レセプト＝診療報酬明細書 病院が健康保険に提出する請求書のこと

市町村で
申請して、
受給者証を
もらってね



©宮城県・旭プロダクション

助成方法



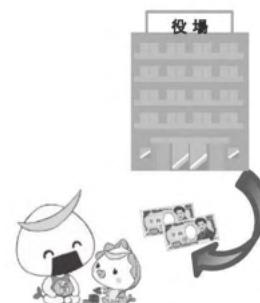
©宮城県・旭プロダクション

マイナ保険証等と受給者証を
病院に提出



©宮城県・旭プロダクション

病院の窓口で自己負担額を
一旦支払い、助成申請書を
提出



©宮城県・旭プロダクション

後日、助成額が
市町村から戻ってくる

相談・申請窓口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照

母子父子寡婦福祉資金貸付金

「ひとり親になったばかりで、生活費に困っている」「子どもが進学するけど、学費が工面できない」など、経済的に不安なことはありませんか。

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、県の保健福祉事務所（仙台市は各区役所）のひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）にご相談いただいた上で、必要に応じて貸付を行う制度があります。貸付条件や貸付金額は目的によって異なりますので、まずはご相談ください。

貸付の種類等

種 類	主な目的	貸付限度額
事業開始資金	自営業をはじめるために必要な設備や機材等の購入費	372万円
事業継続資金	自営業を続けるために必要な設備や機材等の購入費	186万円
修学資金	扶養している子どもの授業料や書籍代、通学費等	進学する学校により異なります
技能習得資金	父母が、資格を取得するための学校に通う際の授業料等	月額 6万8千円
修業資金	扶養している子どもが、資格を取得するための学校に通う際の授業料等	月額 6万8千円
就職支度資金	父母や扶養している児童が、就職する際に必要な被服等	11万円
医療介護資金	父母や扶養している児童が、医療又は介護を受ける際に必要な自己負担額等	医療 34万円 介護 50万円
生活資金	・父母が資格を取得するために通学している方の生活費（技能習得） ・医療若しくは介護を受けている、失業中、又はひとり親家庭となつて間もない方の生活費（一般） ・家計が急変し児童扶養手当受給相当まで所得が減少した方の生活費	技能 月額 14万1千円 一般 月額 11万8千円 （但し生計中心者でない場合、7万9千円） 児童扶養手当に準拠した額の範囲内
住宅資金	住宅の補修、増・改築、購入等	一般 150万円 災害 200万円
転宅資金	借家に引っ越すための敷金等	26万円
就学支度資金	扶養している子どもが、進学するために必要な制服代等	進学する学校により異なります
結婚資金	扶養している子どもが、結婚のために必要な経費等	34万円

主な条件等



©宮城県・旭プロダクション

- ・県内又は隣県に居住し、一定の収入のある連帯保証人を立てると無利子となる貸付金があります。
- ・貸付を受けるには、面談と審査があり、貸付金の振込まで1か月程度期間を要します。資金が必要になった場合すぐに借りることができませんので、早めに相談をお願いします。
- ・償還は、年賦（年1回）、半年賦（年2回）、月賦（月1回）があり、繰上償還も可能です。

相談・申請窓口

お住まいの市町村	担当保健福祉事務所	所在地	電話番号
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	仙南保健福祉事務所	柴田郡大河原町字南129-1（合庁）	0224 53-3132
塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村	仙台保健福祉事務所	塩竈市北浜4-8-15	022 363-5507
名取市、岩沼市、亘理町、山元町	仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所	岩沼市中央3-1-18	0223 22-2189
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部保健福祉事務所	大崎市古川旭4-1-1（合庁）	0229 91-0712
栗原市	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	栗原市築館藤木5-1（合庁）	0228 22-2118
登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5(合庁)	0220 22-6118
石巻市、東松島市、女川町	東部保健福祉事務所	石巻市あゆみ野5-7（合庁）	0225 95-1431
気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	気仙沼市東新城3-3-3	0226 21-1356
※ 仙台市	各区役所の家庭健康課		

生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業）

生活困窮者自立支援制度は、生活（家計）の維持にお困り、お悩みを抱えている方の相談に応じて、生活の自立ができるよう、寄り添いながら自立に向けた支援を行う制度です。この制度では、自治体が設置する自立相談支援機関によって様々な支援を実施しています。

宮城県 生活困窮者自立支援制度

検索



対象となる方

就職、住まい、家計など生活全般にわたり困りごとを抱えている方。
なお、生活保護世帯の方は対象になりません。



©宮城県・旭プロダクション

相談・申請窓口

お住まい地域の自立相談支援機関までお問い合わせください。

各自立相談支援機関の連絡先等は、上記のインターネット検索又はQRコード検索により、社会福祉課のホームページからご確認ください。

生活保護

生活保護は、生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活ができるように支援することを目的とした制度です。

宮城県 生活保護

検索



生活保護が適用される場合

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が資産・能力等あらゆるものを活用した上で、それでもなお最低限度の生活の維持が難しい場合、必要な保護が行われます。詳しくは下記の相談・申請窓口へお問い合わせください。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は、市の福祉事務所（仙台市は区の保健福祉センター）
町村にお住まいの方は、県の各保健福祉事務所へお問い合わせください。
※なお、町村役場でも生活保護の相談・申請は可能です。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭等を対象とし、宮城県母子・父子福祉センターで公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就業に関する相談や情報提供のほか、資格取得のための講習会や就職・転職に役立つセミナーの開催を行っています。

宮城県母子・父子福祉センター

検索



相談時間

午前9時から午後5時まで（電話）

（火・土曜日と祝日、年末年始を除きます）

電話：022-706-2648

電子メール：miyagi-boren@r6.dion.ne.jp

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	休館日	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	休館日

面接相談は
予約が必要です



©宮城県・旭プロダクション

就業支援講習会

就職に役立つ知識や資格を得るため、介護職員初任者研修、パソコン（ワード、エクセル）などの講習会を開催しています。講習会の内容や募集要項については、宮城県母子・父子福祉センターのホームページ等でお知らせしています。

受講料は無料ですが、教材費や検定料は実費負担です。



就職・転職支援セミナー

専門の講師による、就職活動に必要な知識（コミュニケーション能力向上や面接のポイントなど）の習得につながるセミナーを無料で開催しています。

セミナーの内容や募集要項については、宮城県母子・父子福祉センターのホームページでお知らせしています。

講習会及びセミナー
受講中は託児もでき
るよ（3歳から小学
校3年生まで）



©宮城県・旭プロダクション

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が、教育訓練を受講した際に、費用の一部を給付します。

宮城県子ども・家庭支援課 教育訓練給付

検索



受給対象者

下記の要件をすべて満たす方が該当です。

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- ・原則として、過去に自立支援教育訓練給付金等の教育訓練給付を受けていないこと。

受講を開始する前に、対象講座の指定申請をする必要があります。

まずは、相談・申請窓口にご相談しましょう。

対象講座

教育訓練給付講座検索

検索

厚生労働大臣指定教育訓練講座で、パソコン関係、語学関係、社会福祉・保健衛生関係などの講座（ハローワークやインターネットでご確認ください。）及びこれに準じ地域の実情に応じ対象とする講座です。



支給額

口座の指定を受け、教育訓練を完了した後に給付金の支給を受けられます。

（支給額が1万2千円以下となるときは支給の対象外です。）

講座の受講状況		支給額
雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受ける場合		下記の上限額から、左記給付金の支給額を差し引いた金額
雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けられない場合	受講講座が 一般教育訓練給付金 又は 特定一般教育訓練給付金 の指定講座の場合	受講費用の60%かつ上限額20万円以内
	受講講座が 専門実践教育訓練給付金 の指定講座の場合	受講費用の60%かつ修学年数×40万円（上限額160万円）以内 ※この場合のみ、条件を満たせば、受講期間中に一月ごとの支給を受けられる場合があります。 ※講座修了後、1年以内に資格を取得し、就職等した場合、支給額が受講費用の85%かつ修学年数×60万円（上限額240万円）以内となり、追加支給を受けられます。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は市の窓口、町村にお住まいの方は県保健福祉事務所（地域事務所）まで

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が資格を取得するために6月以上養成機関で修業する場合に、毎月定額を給付します。詳しくは下記相談窓口までお問い合わせください。

宮城県子ども・家庭支援課 高等職業訓練

検索

受給対象者

下記の要件をすべて満たす方が該当です。

- ・児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準にあること。
※上記所得水準を超えた場合でも、その後1年に限り対象。
- ・養成機関で6月以上修業（勉強）し、資格取得の見込があること。
- ・就業（仕事）又は育児と修業（勉強）の両立が困難であると認められること。
- ・原則として、過去に訓練給付金を受けていないこと。



©宮城県・旭プロダクション

対象資格

【町村にお住まいの方】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、柔道整復師、あんまマッサージ師、鍼灸師、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格など（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座の場合は、情報関係の資格や講座）

【市にお住まいの方】 各市の相談窓口にご確認ください。



支給額

給付の種類	世帯区分	支給額
訓練促進 給付金	市町村民税 非課税世帯	月額 100,000円※
	市町村民税 課税世帯	月額 70,500円※
修了支援 給付金	市町村民税 非課税世帯	修了時に 50,000円
	市町村民税 課税世帯	修了時に 25,000円

©宮城県・旭プロダクション

非課税世帯とは、受給対象者と住所を同じくしている方（生計を同じくしている方）全員が市町村民税非課税である必要があります。

※修業期間の最後の12か月間は、4万円が増額されます。

訓練促進給付金は4年が上限です。ただし、4年課程以上の履修が必要となる資格に限ります。また、1月のうち、夏期休暇等の年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、1日も出席しないときは支給されません。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は市の窓口、町村にお住まいの方は県保健福祉事務所（地域事務所）まで

高等職業訓練促進資金貸付金

高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭の母、父子家庭の父に対し職業訓練のための資金を貸付します。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対し住宅の家賃を貸付します。

貸付対象者

【入学準備金】

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関に入学した方

【就職準備金】

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した県内に住民登録をしている方

【住宅支援資金】

児童扶養手当の支給を受け（児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準の場合を含む）、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

※所得が上記所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象。

貸付額及び利子

【入学準備金】

50万円以内

【就職準備金】

20万円以内

〈利子〉

連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年1%となります。

【住宅支援資金】

入居している住宅の家賃の実費
（上限7万円／最大12か月分）

〈利子〉

無利子



©宮城県・旭プロダクション

返還免除

下記のような一定の条件を満たす場合には、貸付金の返還が免除されます。

【入学準備金・就職準備金】

養成機関の課程を修了して、資格を取得した日から1年以内に就職し、宮城県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合。

【住宅支援金】

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職または現在就業している方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職などをし、1年間引き続き就業を継続した場合。

相談・申請窓口

仙台市にお住まいの方は、仙台市社会福祉協議会まで

仙台市以外の市町村にお住まいの方は、宮城県社会福祉協議会まで

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等で実施する対象講座の受講費用の一部を支給します。

宮城県子ども・家庭支援課 高卒認定試験

検索



受 給 対 象 者

20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父、児童（20歳未満）のうち、下記の要件をすべて満たす方が該当です。

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- ・過去に当該合格支援事業の給付金を受けていないこと。
- ・大学入学資格を取得していないこと。

対 象 講 座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で知事が適当と認めたもの。

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合はこの給付金の対象にはなりません。

※受講を開始する前に、対象講座の指定申請をする必要があります。

支 給 額

給付の種類	支 給 額	上 限
①受講開始時給付金	受講費用の40%	10万円（通信制の場合）（通学又は通学及び通信併用の場合は20万円）
②受講修了時給付金	受講費用の50%－①	①と②の合計が12万5千円を超える場合、①と②の合計は12万5千円（通信制の場合）（通学又は通学及び通信併用の場合は25万円）
③合格時給付金	受講費用の10%	①と②と③の合計が15万円を超える場合、①と②と③の合計は15万円（通信制の場合）（通学又は通学及び通信併用の場合は30万円）

①受講開始時給付金及び②受講修了時給付金は4千円を超えない場合は支給されません。

相 談 ・ 申 請 窓 口

市にお住まいの方は市の窓口、町村にお住まいの方は県保健福祉事務所まで

※市によって、実施していない場合があります。

養育や心のケア、発達に関する相談

子どもの養育に関して困っていることや不安なことはありませんか？

子どもの発達や行動で心配なことがあれば、お近くの関係機関へご相談ください。（無料で、
 秘密は厳守します）

宮城県子ども・家庭支援課 子育て悩み

検索



相談の内容と主な相談機関

た と え ば	相 談 機 関
【養護】 ・ 諸事情で子どもを養育できない ・ 虐待を受けている（虐待してしまう） 【保健】 ・ 未熟児・虚弱児で心配だ 【心身障害】 ・ 肢体不自由で早く治療してあげたい ・ 言葉の発達が遅れている ・ 発達障害かもしれない 【非行】 ・ 家出を繰り返す ・ 性的な逸脱があるようだ 【育成】 ・ 家庭内暴力 ・ 不登校やいじめにあっている	【左記全般】 各市町村（こども家庭センター） 各児童相談所 各保健福祉事務所 【非行・いじめ】 県警本部少年課 仙台法務局 【不登校・いじめ・非行・発達】 総合教育センター 各教育事務所

連 絡 先

窓 口		電 話 番 号	
子育て相談担当の窓口		お住まいの市町村にお問い合わせください。	
	お住まいの市町村	担当の児童相談所	電話番号
児 童 相 談 所	下記以外の市町村	中 央 児 童 相 談 所	022-784-3583
	富谷市、大和町、大郷町、大衡村	中央児童相談所黒川支所	022-341-6985
	大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北 部 児 童 相 談 所	0229-22-0030
	登米市、石巻市、東松島市、女川町	東 部 児 童 相 談 所	0225-95-1121
	気仙沼市、南三陸町	東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020
	仙台市	仙 台 市 児 童 相 談 所	022-219-5111

	お住まいの市町村	担当保健福祉事務所	電話番号
保 健 福 祉 事 務 所	白石市、角田市、 刈田郡内、柴田郡内、伊具郡内	仙 南 保 健 福 祉 事 務 所	0224-53-3132
	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡内、 黒川郡内	仙 台 保 健 福 祉 事 務 所	022-363-5507
	名取市、岩沼市、亘理町、山元町	仙 台 保 健 福 祉 事 務 所 岩 沼 地 域 事 務 所	0223-22-2189
	大崎市、遠田郡内、加美郡内	北 部 保 健 福 祉 事 務 所	0229-91-0712
	栗原市	北 部 保 健 福 祉 事 務 所 栗 原 地 域 事 務 所	0228-22-2118
	登米市	東 部 保 健 福 祉 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所	0220-22-6118
	石巻市、東松島市、女川町	東 部 保 健 福 祉 事 務 所	0225-95-1431
	気仙沼市、南三陸町	気 仙 沼 保 健 福 祉 事 務 所	0226-21-1356
	※ 仙台市	各 区 役 所 の 家 庭 健 康 課	

	窓 口		電話番号
関 係 機 関	県警本部少年課 （少年相談電話）		022-222-4970
	県警本部少年課 （いじめ110番）		022-221-7867
	仙台北務局 （子どもの人権110番）		0120-007-110
	県総合教育センター（発達支援教育相談）		022-784-3565
	//	（子供の相談・登校相談）	022-784-3567
	//	（24時間子供SOSダイヤル）（いじめ関係）	0120-0-78310
	各教育事務所 （県内5カ所）		
	みやぎ子どもの心のケアハウス	仙台市を除く県内各市町村	左記市町村教育委員会

ひとり親家庭等特別相談

ひとり親家庭等が抱える問題の解決のため、弁護士による無料の法律相談を行っています。
相談には事前予約が必要です。相談日時や予約先は、開催場所によって異なりますので、宮城県ホームページをご覧ください。

相談窓口



宮城県母子・父子福祉センター

022-706-2648

東部保健福祉事務所登米地域事務所

0220-22-6118

東部保健福祉事務所

0225-95-1431

気仙沼保健福祉事務所

0226-21-1356



©宮城県・旭プロダクション

日本司法支援センター（法テラス）

お問い合わせに応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報を提供します。また、経済的に余裕のない方は、無料で3回まで、弁護士による法律相談を受けられます（刑事事件以外）。

相談窓口

法テラスサポートダイヤル

0570-078374（ナビダイヤル） 平日9時～21時、土9時～17時（祝日・年末年始を除く）

法テラス犯罪者支援ダイヤル

0120-079714（犯罪被害者専用） 平日9時～21時、土9時～17時（祝日・年末年始を除く）

法テラス災害ダイヤル

0120-078309（被災者専用） 平日9時～21時、土9時～17時（祝日・年末年始を除く）

法テラス宮城

0570-078369

弁護士による無料法律相談（事前予約制・利用要件あり）
受付時間 平日9時～17時（祝日・年末年始を除く）
※ホームページからのWeb予約も可能

配偶者からの暴力（DV）被害者支援の相談

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをいい、その種類はさまざまです。

秘密は守られますので、ひとりで抱え込まず、すぐに相談しましょう。

宮城県子ども・家庭支援課 DV被害者支援

検索



た と え ば

- 【身体的暴力】 なぐる、ける、物を投げつける、髪をひっぱる、引きずり回まわす など
- 【精神的暴力】 大声でどなる、無視する、おどす、行動を過度に束縛する、電話やメールを細かくチェックする、子どもや両親に危害を加えるといったおどす など
- 【性的暴力】 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など
- 【経済的暴力】 生活費を渡さない、収入や預貯金を勝手に使う など
- 【子どもを巻き込んだ暴力】 子どもに母親を非難・中傷させる、子どもに暴力をふるうとおどす など

相 談 窓 口



窓 口	相談時間	電話番号
宮城県女性相談支援センター （配偶者暴力相談支援センター） ※ 又は、最寄りの県・市福祉事務所	月～金曜日（祝日、年末年始除く） 8:30～17:00	022-256-0965
みやぎ夜間・休日DVほっとライン	毎週木・土曜日 17:30～21:00 毎週日曜日 13:00～17:00 （いずれも祝日、年末年始を除く）	022-725-3660
みやぎ男女共同参画相談室 （宮城県共同参画社会推進課内）	月～金曜日（祝日、年末年始、LGBT相談時間除く） 8:30～16:45 【男性相談】毎週水曜日 12:00～17:00 【LGBT相談】毎週第2・4火曜日 12:00～16:00	022-211-2570 【男性相談】 022-211-2557 【LGBT相談】 022-211-2570
仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台相談支援係 （一般相談・法律相談）	【面接相談予約】 月・水～土曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～21:00 （祝日、年末年始、月2回程度の休館日を除く）	022-268-8302
	【電話相談専用】 月・水～土曜日（祝日、年末年始、月2回程度の休館日を除く） 9:00～15:30	022-224-8702
仙台市「女性への暴力相談電話」 （仙台市配偶者暴力相談 支援センター）	月・水～金曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～19:00 （いずれも祝日、年末年始除く）	022-268-5145
各警察署生活安全課 又は「警察相談専用電話」 （警察相談センター）	※各警察署は随時	（※各警察署） #9110（プッシュホン） 022-266-9110
NPO法人 ハーティ仙台	月～金曜日 13:30～16:30 火曜日 18:30～21:00 （いずれも祝日、年末年始、お盆休みを除く） メール相談（24時間受付） ※原則、5日以内にお返事します。	022-274-1885



県営住宅への入居

ひとり親家庭には、抽選番号が一つ多く割り当てられる優遇措置があります。

宮城県住宅供給公社

検索



募集時期と申込方法

3、6、9、12月に定期募集があります。

申込書は、住宅供給公社、市（区）町村役場、県合同庁舎県政情報コーナー等、公共職業安定所等で配布しており、申込み方法は、専用封筒での郵送です。

5 当たり



©宮城県・旭プロダクション

申込期間は各回とも1日から12日まで(12日の消印有効)と短期間ですので、お早めにお申し込みください。

相談窓口

宮城県住宅供給公社 電話 022-224-0014

市町村が管理する公営住宅は、各市町村にお問い合わせください。

月初めの受付
当月下旬の抽選
です



©宮城県・旭プロダクション

特定者用定期乗車券割引（JR通勤定期）

児童扶養手当を受給している世帯の方は、JRの通勤定期券購入の際に3割引になる制度があります。（通学用の定期券や地下鉄定期券は対象外です）

申請の方法

資格証明書とJRの窓口へ提出する購入証明書を発行しますので、児童扶養手当担当窓口にご相談ください。



相談窓口

お住まいの市町村（児童扶養手当の担当）まで



JRの
「通勤用」
です

©宮城県・旭プロダクション

保 育 所 な の の 利 用

保育所や小規模保育などは、仕事や病気などにより、家庭での養育が難しい就学前の子どもをあずかり、保護者に代わって保育を行う施設です。

なお、利用児童はその必要性を考慮し選考されますが、ひとり親家庭は保育の必要性が高いものとして優先されるよう配慮されます。

宮城県子育て社会推進課 保育所

検索



いろいろな保育サービス

通常の保育のほかに、下記の保育を行うところもあります。

区 分	内 容
延 長 保 育	午後7時ごろまで子どもをあずかります。（施設により延長時間が異なります）
障害児保育	集団保育が可能な、障害のある子どもをあずかります。

【家で子育てをしているけど、困ったときなどに子どもをあずけたいとき】

	内 容
一時預かり保育	家族の病気、冠婚葬祭、保護者の休息やリフレッシュなどのために、緊急・一時的に保育が必要になったときに、子どもをあずかります。

- ・施設により内容が異なります。
- ・市町村が行っている一時預かり保育は、利用前に市町村での相談が必要です。

保 育 料

市町村民税額などにより決められます。

※災害により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難となった場合、保育料が減免されることがあります。

- ・延長保育などは、別途利用料がかかります。



©宮城県・旭プロダクション

相 談 窓 口

お住まいの各市町村まで

放 課 後 児 童 ク ラ ブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。

宮城県子育て社会推進課 放課後児童クラブ

検索



場 所

児童館・児童センター、学校の余裕教室、集会所など

利 用 料

各市町村により異なります。

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住まいの市町村まで



©宮城県・旭プロダクション



©宮城県・旭プロダクション

公立の小・中学校に在学

経済的理由や被災により、就学困難となった場合、学用品費や通学費、学校給食費、医療費等の援助を受けることができます。

ただし、市町村教育委員会へ申請し、認定を受ける必要があります。

【問い合わせ先】

お住まいの市町村教育委員会 又は 宮城県教育庁義務教育課 022-211-3641

私立の学校に在学

私立の小・中学校に在籍し、経済的理由や被災により修学が困難となった場合、学用品や通学費等の援助を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】

在学する学校 又は 宮城県私学・公益法人課 022-211-2261



©宮城県・旭プロダクション

休日当番医と休日・夜間急患センター

休日や夜間には、地域の診療所などが当番で診療を行っています。また、県内には小児科を有する休日・夜間急患センターが5か所設置されています。地域ごとに当番日や診療時間が異なりますので、新聞や市町村の広報誌、県のホームページ、電話やFAXによる案内等で確認しておきましょう。



宮城県休日当番医

検索



休日・夜間急患センター	案内地域	診療受付時間	電話番号
	仙台市夜間休日こども急病診療所 仙台市太白区あすと長町1-1-1 (仙台市立病院併設) ※内科系疾患のみ	平日:午後7:15～翌午前 7:00 土曜:午後2:45～翌午前 7:00 日祝:午前9:45～正午 午後1:15～午後5:00 午後6:00～翌午前 7:00	022-247-7035
	名取市休日夜間急患センター 名取市下余田字鹿島74-3	土曜(12月～3月のみ診療) :午後6:00～午後9:00 日祝:午前9:00～正午 午後1:30～午後4:30	022-384-0001
	塩釜地区休日急患診療センター 塩竈市錦町7-10	土曜:午後6:30～午後9:30 日祝:午前8:45～午前11:30 午後1:00～午後4:30	022-366-0630
	石巻市夜間急患センター 石巻市蛇田字西道下71 (石巻赤十字病院敷地内)	平日:午後7:00～午後10:00 土曜:午後6:00～翌午前7:00 日祝:午後6:00～翌午前6:00	0225-94-5111

※診療時間が変更になる場合もございますので、事前に各医療機関にお問い合わせください。

こども夜間安心コール

夜、子どもの急な発熱やケガなどでお困りのときに、応急処置などの対応方法を看護師が電話で相談を受け付けています。

【電話】

- ・プッシュ回線から
#8000
- ・プッシュ回線以外から
022-212-9390

【相談時間】

毎日 午後7時から翌朝の午前8時まで



©宮城県・旭プロダクション

市 町 村 相 談 窓 口 一 覧

- 市**・「小学校入学準備支援事業」は、市によって名称が違います。
 ・市によって、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など、実施していない事業がある場合があります。

市 名		相 談 内 容	担当課	電話番号
仙 台 市	青 葉 区	母子父子寡婦福祉資金貸付金、 自立支援教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金、高等学校 卒業程度認定試験合格支援事業	家 庭 健 康 課	022-225-7211
		児童手当、児童扶養手当、特別児童 扶養手当、保育所入所、ＪＲ通勤定 期割引、母子・父子家庭医療費助成、 こども医療費助成	保 育 給 付 課	
	宮 城 野 区	青 葉 区 と 同 じ	青 葉 区 と 同 じ	022-291-2111
	若 林 区			022-282-1111
	太 白 区			022-247-1111
	泉 区			022-372-3111
	宮 城 総 合 支 所	児童手当、児童扶養手当、特別児童 扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸 付金、自立支援教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金、高等学校 卒業程度認定試験合格支援事業、 保育所入所、ＪＲ通勤定期割引、 母子・父子家庭医療費助成、こども 医療費助成	保 健 福 祉 課	022-392-2111
	秋 保 総 合 支 所	全 般	保 健 福 祉 課	022-399-2111
	こ ども 若 者 局	小学校入学準備支援事業	こども支援給付課	022-214-2133
石 巻 市		子ども医療費助成	保 険 年 金 課	0225-95-1111
		特別児童扶養手当	障 害 福 祉 課	
		保育所入所	子 ども 保 育 課	
		児童手当、児童扶養手当、 小学校入学準備支援事業、母子・父 子家庭医療費助成、自立支援教育訓 練給付金、高等職業訓練促進給付金、 高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業、ＪＲ通勤定期割引	子 育 て 支 援 課	
塩 竈 市		児童手当、母子・父子家庭医療費助 成、子ども医療費助成	保 険 年 金 課	022-355-6519
		特別児童扶養手当、児童扶養手当、 小学校入学準備支援事業、自立支援 教育訓練給付金、高等職業訓練促進 給付金、ＪＲ通勤定期割引	子 ども 未 来 課	022-355-7610
		保育所入所	保 育 課	022-353-7797

市 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
気 仙 沼 市	子ども医療費助成	保 険 年 金 課	0226-22-3419
	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、母子・父子家庭医療費助成、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、保育所入所、ＪＲ通勤定期割引	子 ども 家 庭 課	0226-22-3429
白 石 市	児童手当、児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ＪＲ通勤定期割引	子 育 て 支 援 課	0224-26-8836
	保育園入所	こ ども 未 来 課	0224-22-1363
	特別児童扶養手当	福 祉 課	0224-22-1400
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	健 康 推 進 課	0224-22-1362
	小学校入学準備支援事業	子 育 て 支 援 課 学 校 管 理 課	0224-26-8836 0224-22-1342
名 取 市	全 般	こ ども 支 援 課	022-724-7119
角 田 市	全 般	子 育 て 支 援 課	0224-63-0134
多 賀 城 市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ＪＲ通勤定期割引、保育所入所	子 ども 政 策 課	022-368-1606
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	国 保 年 金 課	022-368-1697
岩 沼 市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所入所、小学校入学準備支援事業、ＪＲ通勤定期割引、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	子 ども 福 祉 課	0223-23-0529
	自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金	こ ども 家 庭 セ ン タ ー	0223-22-1115

市 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
登 米 市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、保育所入所、ＪＲ通勤定期割引	子育て支援課	0220-58-5562
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	国保年金課	0220-58-2166
	小学校入学準備支援事業	学校教育課	0220-34-2679
栗 原 市	全 般	子育て支援課	0228-22-2360
東 松 島 市	全 般（下記内容を除く）	子育て支援課	0225-82-1111
	小学校入学準備支援事業	教育総務課	
大 崎 市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、ＪＲ通勤定期割引	子育て支援課	0229-23-6045
	子育て支援、母子父子自立支援、各種相談		0229-23-6048
	保育所入所		0229-23-6040
富 谷 市	児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成、保育所入所、放課後児童クラブ、小学校入学準備支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ＪＲ通勤定期割引、養育費に関する公正証書等作成補助、養育費保証契約保証料補助、養育費等法律相談	子育て支援課	022-358-0516
	特別児童扶養手当	地域福祉課	022-358-3294



©宮城県・旭プロダクション

町村・「小学校入学準備支援事業」は、町村によって名称が違います。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、県の各保健福祉事務所（地域事務所）にお問い合わせください。

町 村 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
蔵 王 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、こども園入所	子育て支援課	0224-33-2122
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	町 民 税 務 課	0224-33-3001
七 ヶ 宿 町	全 般（下記内容を除く）	町 民 税 務 課	0224-37-2114
	保育所入所	教 育 委 員 会	0224-37-2112
大 河 原 町	全 般	子ども家庭課	0224-53-2251
村 田 町	全 般	子育て支援課	0224-83-6405
柴 田 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、保育所入所、ＪＲ通勤定期割引	子ども家庭課	0224-55-2115
	子育て・家庭の悩み等の相談	こ ども 家 庭	0224-55-2115
	妊娠・出産・乳幼児の子育て等の相談	セ ン タ ー	0224-55-2160
	駅前駐車場・自転車駐車場使用料の減免	都 市 建 設 課	0224-55-2121
	小学校入学準備支援事業	教 育 総 務 課	0224-55-2134
川 崎 町	全 般（下記内容を除く）	保 健 福 祉 課	0224-84-6008
	保育所入所	幼 児 教 育 課	0224-84-5247
丸 森 町	保育所入所	子育て定住推進課	0224-72-3013
	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、ＪＲ通勤定期割引	子 ども 家 庭 セ ン タ ー	0224-87-7521
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	保 健 福 祉 課	0224-72-3014
	小学校入学準備支援事業	学 校 教 育 課	0224-72-3035
亘 理 町	全 般	子ども未来課	0223-34-1225

町 村 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
山 元 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所入所、ＪＲ通勤定期割引、小学校入学準備支援事業	子 育 て 定 住 推 進 課	0223-36-9835
	子育て家庭の総合相談・支援	こ ども 家 庭 セ ン タ ー	0223-36-7644
	子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成	健 康 推 進 課	0223-36-8660
松 島 町	特別児童扶養手当		022-354-5706
	児童手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、ＪＲ通勤定期割引、小中学校入学準備支援事業、保育所入所	町 民 福 祉 課	022-354-5798
七 ヶ 浜 町	全 般	子 ども 未 来 課	022-357-7454
利 府 町	児童手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、ＪＲ通勤定期割引	子 ども 支 援 課	022-767-2193
	保育所入所		022-767-2196
	特別児童扶養手当	地 域 福 祉 課	022-767-2148
	小中学校入学支援事業	教 育 総 務 課	022-767-2179
大 和 町	全 般（下記内容を除く）	子 ども 家 庭 課	022-345-7503
	特別児童扶養手当	福 祉 課	022-345-7221
大 郷 町	母子・父子家庭医療費助成、すこやか子育て（子どもの医療費助成）	町 民 課	022-359-5504
	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、ＪＲ通勤定期割引、保育所入所	町民課こども健康室	022-359-3030
	小学校入学準備支援事業	学 校 教 育 課	022-359-5514
大 衡 村	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、乳幼児医療費助成、ＪＲ通勤定期割引	住 民 生 活 課	022-341-8512
	保育所入所	健 康 福 祉 課 こども未来応援室	022-341-9847
	小学校入学準備支援事業	学 校 教 育 課	022-341-8517

町 村 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
色 麻 町	母子・父子家庭医療費助成、 乳幼児・児童医療費助成	町 民 生 活 課	0229-65-2156
	保育所入所、児童手当、特別児童扶養手当、 児童扶養手当、ＪＲ通勤定期割引	子 育 て 支 援 課	0229-66-1731
	小学校入学準備支援事業	教 育 総 務 課	0229-65-2212
加 美 町	全 般（下記内容を除く）	こども家庭課	0229-87-8730
	子育て家庭の総合相談・支援	こ ども 家 庭 セ ン タ ー	0229-87-8020
	小学校入学準備支援事業	教 育 総 務 課	0229-69-5112
涌 谷 町	全 般	子 育 て 支 援 課	0229-25-7906
美 里 町	全 般	子 ども 家 庭 課	0229-33-1411
女 川 町	全 般（下記内容を除く）	健 康 福 祉 課	0225-54-3131
	小学校入学準備支援事業	教 育 局	0225-54-3133
南 三 陸 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手 当、小学校入学準備支援事業、保育所入所	保 健 福 祉 課	0226-46-1402
	母子・父子家庭医療費助成、 子ども医療費助成	町 民 税 務 課	0226-46-1373

宮城県母子・父子福祉センターについて

ひとり親家庭の親や寡婦の方のための施設として、各種相談や就業支援のための情報提供、資格取得のための講習会、就職・転職に役立つセミナーなどを実施しています。（２０ページ、２７ページ）

【所在地】仙台市青葉区堤通雨宮町４－１７ 宮城県仙台合同庁舎 １階

【電 話】０２２－７０６－２６４８（火・土曜日、祝日、年末年始を除く）

※相談はメールでも可能です。

miyagiken.boshifukushi.center@gmail.com



※ホームページ

<https://miyagiboren.fem.jp/>



MEMO

宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2633

ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/>



※ この冊子は、宮城県子ども・家庭支援課のホームページでもご覧いただけます。



